地方分権型の道州制における基礎自治体のあり方に関する考え方

平成25年7月30日 道州制推進知事·指定都市市長連合

この「考え方」は、本連合が平成24年7月に取りまとめた「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程 一国民的な議論を喚起するための試案 」を踏まえ、本連合が考える地方分権型の道州制における基本的な基礎自治体の役割と体制について取りまとめたものである。

なお、道州制における基礎自治体の詳細にわたる制度設計は、「(仮称)道州制推進(基本)法」により設置されるであろう第三者検討機関において詳細な検討が行われるものと考えており、その検討の際には我々のこの考え方が制度設計に反映されるよう求めていくものである。

1. 基礎自治体の役割

- 補完性の原則に基づき、現在、国及び都道府県が担っている事務・権限は必要な財源と合わせて可能な限り基礎自治体へ移譲され、基礎自治体は住民に身近な行政分野を総合的・一元的に担う。
- 住民自治拡大の観点から、町内会・自治会等のコミュニティ組織、NPO、ボランティアグループ等との連携や地域自治区制度等の活用を通じて、様々な分野での住民との協働を推進する。

2. 基礎自治体の体制

- 基礎自治体は「自立した地域経営を行う責任主体」として、自 らの行政体制の整備を行わなければならない。
- このため、基礎自治体の置かれている状況に応じ、近隣の基礎 自治体との事務の共同化(水平補完)や、道州への事務の委託(垂 直補完)、基礎自治体の自主的な合併、あるいはこれら既存の方 式よりも柔軟に地方公共団体間の連携を構築できる制度を創設 するなど、多様な手法の中から、それぞれの基礎自治体が適する と考える仕組みを選択できることとする。

なお、基礎自治体の選択した仕組みに応じて、広域自治体である道州は、基礎自治体に対して必要な支援を行うものとする。

○ 多様な大都市制度を容認し、原則として道州がこれを内包する ものとする。

基礎自治体の事務の共同処理等の体制に関しては、以下のような例が考えられる。

(例1) 水平補完

- ○別法人の設立による広域連携 特別地方公共団体である一部事務組合及び広域連合の設立を要 する手法。
- ○法人の設立によらない広域連携 協議会や機関等の共同設置による手法。
- ○他の基礎自治体への事務委託基礎自治体が近隣の都市等、他の基礎自治体に事務を委託する手法。

(例2)垂直補完

○道州への事務委託

地理的要因等により水平補完が困難な場合などのほか、基礎自 治体が望む場合に、道州に事務を委託する手法。

(例3)その他

○道州内の柔軟な権限移譲

道州内における道州と基礎自治体との役割分担については、当事者同士の協議に基づく柔軟な権限移譲を行うことができる環境を整備する。

○基礎自治体の自主的な合併

基礎自治体が住民の意向を踏まえた自主的な合併を円滑に進めることができる環境を整備する。ただし、基礎自治体の合併を強いるものではない。